

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和5年3月20日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和5年3月20日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
代表監査委員	佐々木修君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	碓井豪君
財政課副参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	

消防本部 消防長	跡 部 信 一 君
消防本部 次長	高 橋 正 君
消防本部 総務課長	山 家 貴 広 君
消防本部 警防課長	石 川 久 志 君
消防本部 指令課長	田 口 学 君
消防本部 予防課長	水 上 孝 夫 君

職務のため議場に参加した職員

総 務 課 係 長	寺 嶋 千 佳 君
総 務 課 主 任	野 口 綾 君

議事日程

令和5年3月20日（月曜日）

午前10時45分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	一般質問	7 頁
第 4	議案第 1 号	9 頁
第 5	議案第 2 号	10 頁
第 6	議案第 3 号	12 頁
第 7	議案第 4 号	15 頁
第 8	議案第 5 号	19 頁
第 9	議案第 6 号	30 頁
第10	議案第 7 号	31 頁
第11	議案第 8 号	33 頁
第12	議案第 9 号	38 頁
第13	議案第10号	39 頁
第14	議案第11号	40 頁
第15	議案第12号	41 頁
第16	同意第 1 号	42 頁

第 17 号 発議第 1 号…………… 42 頁

追加日程

第 1 号 同意第 2 号…………… 43 頁

午後 2 時 33 分 閉会

---

本日の会議に付された事件

議案第 1 号 黒川地域行政事務組合個人情報保護法施行条例

議案第 2 号 黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会条例

議案第 3 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 4 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

議案第 6 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

議案第 7 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算

議案第 8 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

議案第 9 号 令和 5 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

議案第 10 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第 11 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

議案第 12 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

同意第 1 号 監査委員の選任について

発議第 1 号 黒川地域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

追加日程

同意第 2 号 助役の選任について

午前10時45分 開会

○議長（犬飼克子君） それでは、本会議に移ります。

ただいまの出席議員は16人です。

令和5年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番門間浩宇君、14番藤巻博史君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、2月1日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 改めまして、おはようございます。

令和5年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会開会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに令和5年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃より本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、先ほど御挨拶いただきました若生理事におかれましては、2月に開催された理事会において、引き続き消防事務担当理事をお願いすることとなりましたので御報告申し上げます。

続きまして、議会全員協議会で御説明いたしました高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線更新工事でございますが、順調に推移し、令和5年4月1日からの本運用を予定しているところでございます。運用が開始されますと、119番通報から現場到着までの時間短縮が図られ、効率的な消防体制による災害対応などの効果が期待されるところでございます。

今後も住民の皆様の尊い生命や貴重な財産を災害から守り、住民一人一人が安心して暮らせる地域を目指し、消防防災体制の強化を図ってまいります。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、令和5年度の組合運営方針等につきまして申し上げます。

黒川地域は日々発展し、広域行政を取り巻く環境は大きく変化を続けている状況にあります。その中におきまして、行政事務組合では住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携のもと、効率的、効果的な広域行政運営を進め、その役割を果たしてまいります。

初めに、黒川浄斎場でございますが、火葬業務を民間に委託し順調に運営されております。今後も施設の計画的な維持補修を行い、受託者と連携し適切な管理運営に努めてまいります。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、施設運営を民間に委託し順調に運営されております。引き続き、受託者と連携し水質基準を遵守した施設管理に努めるとともに、議会全員協議会で御説明いたしました、し尿処理施設の更新事業について、円滑に進めてまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設につきましては運転管理を民間に委託し、24時間連続運転により安定した焼却処理が順調に行われております。引き続き、受託者と共に環境基準を遵守した適切な施設管理に努めてまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましても、現在の施設を適切に管理するとともに、今後の整備計画につきましても検討を進めてまいります。

その他の施設につきましても、維持管理を計画的に行うとともに環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに令和4年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては発生件数が30件で前年より3件の増加となっております。

救急につきましては過去最多の出場件数となる4,198件で前年より652件の増加、救助につきましては出動件数が84件で前年より12件増加となっております。

以上が、昨年の活動状況でございます。今後も増加する救急要請に対応するため、消防体制の充実を図り、地域住民の安心・安全の確保のため適切な消防活動に努めてまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査会につきましては、公平・公正な審査及び判定を行うため、適切な審査会運営に努めてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公立黒川病院の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のため、開設者として指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と連携し、病院経営に努めてまいります。

以上が、令和5年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも同法が適用されることから、新たに個人情報保護法施行条例を制定し、現行の個人情報保護条例を廃止するものでございます。

議案第2号は、個人情報保護審査会の設置に係る規定を含む現行の個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

議案第3号及び第4号の令和4年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第5号から議案第9号までの令和5年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を25億6,113万7,000円とするものでございます。

主要事業といたしましては、衛生費においてし尿処理施設更新事業に係る施設整備基本計画策定業務委託、PFI等導入可能性調査業務委託、測量調査業務委託経費を計上、消防費において富谷消防署、大郷出張所の庁舎前敷地舗装工事費、令和4年度から進めてまいりました救助工作車のほか高規格救急車、消防ポンプ自動車の車両更新費を計上しております。また、行政事務組合各施設において照明のLED化を行う事業の経費のほか、各事務事業の所要経費を計上しております。

なお、令和4年度からの繰越事業として進めております消防本部・黒川消防署新庁舎実施設計業務委託につきましては、令和5年度の業務完了に向けて円滑に進めてまいります。引き続き、消防本部・黒川消防署の移転新築事業を推進してまいります。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定を行う経費といたしまして総額で1,439万3,000円の計上でございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定を行う経費として総額で117万1,000円の計上でございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を1日平均患者数で一般病棟入院を85人、回復期病棟入院を48人、外来患者数を240人と見込んでおります。

また、病院事業会計における市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億4,710万9,000円を計上しております。なお、病院施設におきましても照明のLED化を行う事業費を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を月平均で利用者数を88人、利用回数を445回と見込んでおります。

議案第10号から議案第12号までは、白石市外二町組合の解散に伴い、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会の規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

同意第1号は、代表監査委員の任期満了に伴い、新たに大衡村から推薦をいただきました監査委員の選任につきまして同意を求めるものでございます。

最後になりますが、今会期中に助役選任の人事案件を追加提案させていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

以上が、今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 暫時休憩します。会議の再開は10分後の11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

発言を許可します。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 通告に従いまして一般質問を開始します。

環境管理センターの料金支払いについて。



現制度は、利用者が廃棄物を環境管理センターに持ち込み、その後居住地の自治体で料金を支払うものであります。利用者の観点からも不便であり、また行政側では未納が発生しやすいのではないかと考えるが、理事長の考えをお伺いします。環境管理センターで支払いを完了する制度であるべきではないでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問にお答えをします。

廃棄物持込み料金の支払いは環境管理センターで完了すべきではとの御質問でございますが、環境管理センターへの廃棄物持込み料は町村の条例または規則により町村の収入として定められておりますことから、組合が町村より委託されている業務から窓口での廃棄物持込み料の徴収は除かれております。そのため、利用者が廃棄物を持ち込む場合には町村役場にて事前に処分券を購入していただき、その処分券を環境管理センターの窓口で渡していただくことが基本となっております。ただし、お持ちいただいた処分券が不足した場合などに、処分券を購入するために役場に出向くことが負担となる方への配慮が必要であるだろうという考えから、そういった場合に柔軟に対応できるように環境管理センターの窓口にて納付書を発行し、後日、利用者の都合よい時間にお支払いいただく方法も選択できるようにしております。

なお、こうした対応により、懸念されます未納金の発生ですが、関係町村によりますと、大和町において平成30年度に1度だけ未納のまま海外に転居された方がいたほかには発生していないとことでありますので、利用者の方の利便性向上に一定の効果が図られていると考えております。

また、環境管理センターでは防犯上の理由から現金は取り扱わない方針で現在行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いいたします。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） ただいま理事長から回答いただきましたが、それについて再質問させていただきます。

まず、こういった料金が町村の収入だということを理解しました。また、環境管理センターでは現金を扱わない、これも理解しました。ただ、利用者の観点からいくと、2か所行かなくちゃいけないことよりも、やはり1か所で十分時間に余裕があって行く人だけじゃないので、やはりこういった粗大ごみを出すのは転出とかそういった方が多いということを私は考えておりますが、そういった人たちのためにもやはり効率よい制度にすべきと思います。

そういった中で、現金を扱わないということは単なる決め事ですからそれを改正し、または収入の計算はそこで計上を報告すればいいというような、やはり利用者目線で考えるべきかと思いますが、理事長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 現金の支払いと購入と二重といいますか手間ということについて、多少と  
いいますか、1回で払うよりは便利性においては劣る部分があるのではないかというふうに思いま  
す。

繰り返しになりますけれども、今現金の取扱いについては公金の扱いになりますので、それは慎  
重に扱わなければいけないということは第一にあるというふうに思います。

したがって、事前に利用する方には券を購入してもらってという今のやり方でやっていった  
ところでございますが、その利便性を考えまして、先ほども言いました不足した場合とかそういつ  
た場合につきましては、センターのほうで納付書を発行して、納付者の都合によって都合のよいと  
きにお支払いいただくというような制度にこちら側も対応してきているところでございます。

現金の取扱いということでございますので、現場に現金を置いておくということについての管理  
上の課題もでございます。そういった観点から、御協力をいただきながら今の状況で工夫しながら  
改善をしてくれているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（犬飼克子君） 質問は1度となっております。千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 終わります。

○議長（犬飼克子君） 以上で、12番千坂裕春君の一般質問を終了します。

---

#### 日程第4 議案第1号 黒川地域行政事務組合個人情報保護法施行条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第1号黒川地域行政事務組合個人情報保護法施行条例を議題  
といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案書第1号について御説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

議案第1号、黒川地域行政事務組合個人情報保護法施行条例でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報の保護に  
関する法律が改正されたことに伴い、今回新たに個人情報保護法施行条例を制定し、現行の個人情

報保護条例を廃止しようとするものでございます。

第1条は趣旨でございます。個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項について定めるとするものでございます。

第2条の定義につきましては、条例で使用する用語は法令で使用する用語の例とし、実施機関の範囲を定めるものでございます。

第3条の開示請求に係る手数料等につきましては、現行の条例同様に開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する実費を負担することについて定めるものでございます。

第4条の個人情報の取扱いに関し、審査会への諮問につきましては、個人情報等の取扱いに関し、審査会へ諮問できる場合を定めるものでございます。

第5条は、運用状況の公表として、条例の施行状況を毎年公表するものと定めるものでございます。

第6条の委任は、条例の施行に関し必要な事項は理事会が定めるとするものでございます。

続きまして、附則でございます。

第1条は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行日、こちらは令和5年4月1日からとするものでございます。

2ページにまいりまして、第2条は、現行の黒川地域行政事務組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第1号黒川地域行政事務組合個人情報保護法施行条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第2号黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧願います。

議案第2号黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会条例でございます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護審査会の設置について規定しております現行の個人情報保護条例が廃止となることに伴い、改めて個人情報保護審査会条例として制定しようとするものでございます。

第1条は趣旨でございます。個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続について定めるものとするものでございます。

第2条の定義につきましては、諮問庁及び保有個人情報について、用語の意義を定めるものでございます。

第3条の設置につきましては、黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会が行う事務を掲げ、その設置について定めるものでございます。

第4条の組織につきましては、審査会は委員5人以内をもって組織するものと定めるものでございます。

第5条の委員につきましては、委員は個人情報保護制度に優れた識見を有する者のうちから理事会が委嘱すること、委員の任期は2年とすること。4ページにまいりまして、委員の守秘義務について定めるものでございます。

第6条の会長につきましては、審査会に会長を置き、委員の互選で定めること、会長の職務代理などについて定めるものでございます。

第7条の会議につきましては、審査会の会議は会長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立すること、また、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると定めるものでございます。

第8条の審査会の調査権限につきましては、審査会は必要があると認めるときは、諮問庁に対しこういう個人情報の開示を求めることができるとするほか、審査会の調査権限について定めているものでございます。

第9条の意見の陳述につきましては、審査請求人等から申出があったときは、意見陳述を認めることができることを定めるものでございます。

第10条の意見の提出につきましては、審査請求人等は審査会に対し、意見書等の資料を提出でき

ることを定めるものでございます。

5 ページにまいりまして、第11条の委員による調査手続につきましては、審査会は必要があるとき認めるときは、諮問庁から提示された保有個人情報を委員に閲覧させることができることを定めるものでございます。

第12条の提出資料の写しの送付等につきましては、審査会は、諮問庁または審査請求人等から意見書または資料の提出があったときは、これらの意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に写しを送付すること、あとその場合は、意見書等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならないことなどを定めるものでございます。

第13条の調査審議手続の非公開につきましては、審査請求に関する事項の調査審議を非公開とすることを定めるものでございます。

第14条の答申書の送付につきましては、審査会は、諮問に対し答申したときは、審査請求人等に写しを送付し答申内容を公表すると定めるものでございます。

第15条の委任につきましては、審査会に関し必要な事項は理事会が定めるとするものでございます。

第16条の罰則につきましては、委員会の守秘義務違反に対する罰則を定めるものでございます。

6 ページにまいりまして、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第2号黒川地域行政事務組合個人情報保護審査会条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第3号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書7ページを御覧願います。

議案第3号令和4年度一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1,414万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を27億2,889万4,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

8ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1,414万7,000円の減額でございますが、詳細については後ほど別冊の令和4年度各種会計補正予算に関する説明書で御説明いたします。

続きまして、10ページを御覧願います。

第2表地方債補正は、廃棄物処理施設災害復旧事業の起債の限度額を900万円とするものでございます。

続きまして、令和4年度各種会計補正予算に関する説明書により御説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページを御覧願います。

初めに、歳入予算を御説明いたします。

2款2項2目消防手数料は、危険物施設許可申請手数料等を収入見込みにより増額するものでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金のうち、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金は、歳出の執行見込額に合わせて減額するもので、廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金は、補助金の査定及び歳出の執行見込額に合わせて減額するものでございます。

4款1項1目消防費県委託金は、宮城県移譲事務交付金の交付決定額に合わせ減額するものでございます。

5款2項1目物品売払収入は、消防の連絡車で使用していた公用車及び一般廃棄物最終処分場処理水の運搬車として使用していた公用車の売払い見込額を計上するものでございます。

7款3項1目消防費受託事業収入の高速道路救急業務支弁金は、決定額に合わせて減額するもので、新型コロナウイルス感染者患者移送協力金は、移送数の増により増額するものでございます。

4 ページを御覧願います。

8 款 1 項 1 目消防債は、高機能消防指令センター更新事業において、交付税措置のある起債に変更し、充当率が下がったことなどにより減額するものでございます。

8 款 1 項 2 目災害復旧事業債の衛生費、災害復旧事業は、補助金の査定により調整するもの、消防費、災害復旧事業は、事業の執行額に合わせて減額するものでございます。

9 款 1 項 1 目繰入金は、消防債の減額に合わせて財政調整基金の繰入を計上するものでございます。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

歳出予算につきましては、執行見込みにより調整するもので、主なものについて御説明いたします。

2 款 1 項 3 目財政管理費の積立金は、基金繰入を計上しています消防費以外の事業費科目について、今回執行見込み等により減額となる金額を財政調整基金に積立てするものでございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の委託料は、循環型社会形成推進地域計画策定業務の執行見込額により減額するものでございます。

6 ページを御覧願います。

4 款 2 項 2 目ごみ処理費の手数料は、廃棄物処理施設の排ガス等放射性セシウム濃度測定業務の執行見込額により減額するものでございます。

4 款 2 項 3 目最終処分場費の備品購入費は、浸出水処理水運搬車購入の執行見込額により減額するものでございます。

5 款 1 項 1 目常備消防費の光熱水費は、電気代に不足が見込まれますことから増額するもので、負担金は、当初予算編成以降に採用が決定した職員について、初任教育訓練の負担金に不足が生じていることから増額するものでございます。

7 ページを御覧願います。

5 款 1 項 2 目消防施設費の燃料費は、公用車の燃料費に不足が生じていることから増額するものでございます。

6 款 1 項公債費は、令和 3 年度の起債借入額により減額するものでございます。

8 款災害復旧費は、災害復旧工事の執行見込額により減額するものでございます。

以上、令和 4 年度一般会計補正予算の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第3号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第4号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書11ページを御覧ください。

議案第4号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このことにつきましては、第2条で令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算第2条に定めました業務予定量につきまして補正するものでございます。

業務予定につきましては、指定管理者に経営を委ねておりますことから指定管理者より提出されました予定数を基に計画計上しております。

（2）年間患者数の入院につきましては、補正前4万1,610人に対しまして、現在入院利用実績に合わせまして、利用者減の3万8,690人にしております。外来患者数につきましては、補正前患者数6万5,046人に対しまして、利用者減の5万5,772人としております。

続きまして、（3）一日平均患者数につきましては、補正前の入院数114人に対しまして106人を見込んでおります。外来につきましては、補正前220人に対しまして191人を見込むものでございます。

次に、（4）主な建設改良事業、医療機器整備事業でございますが、予定しておりました機器の契約が完了したことで金額が確定したことを受けまして、補正前4,429万8,000円から4,067万9,000



円に減額しております。

第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益におきまして109万8,000円を追加し、補正後の予定額を2億408万5,000円とするものでございます。

次に支出でございます。

1款病院事業費用において113万7,000円を追加し、3億8,605万5,000円を予定額とするものでございます。

12ページを御覧ください。

第4条につきましては、予算4条に定めました資本的収入及び支出の予定額について補正をお願いするものでございます。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入において478万2,000円を減額し、補正後の予定額を4億708万3,000円とするものでございます。

次に支出ですけれども、第1款資本的支出において478万2,000円を減額し、補正後の予定額を4億708万3,000円とするものでございます。

第5条では、債務負担行為をする事項と期間及び限度額を定めてございます。消費税申告書作成支援業務委託、令和4年から5年度、限度額は440万円でございます。

第6条では、予算第8条に定めた関係市町村から補助を受ける金額について、資本的勘定から収益的勘定への予算の組替えをお願いする内容となっております。

具体的には13ページの資本的収入113万4,000円を減額し、12ページ下段の収益的収入に追加するものでございます。市町村ごとの補正額につきましては、13ページの下段の表のとおりでございます。トータル的には関係市町村の負担金額に変更はありません。4億7,501万円のままでございます。

議案については以上でございます。

詳しくは別冊にございます補正予算に関する説明書について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

令和4年度補正予算実施計画明細書収益的収入及び支出でございます。

収入の部、1款2項医業外収益につきましては109万5,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、2目他会計負担金については113万4,000円を増額しております。5目その他医業外収益につきましては、売店及び販売機の設置台数などの変更による減額でございます。

次に下段の表、支出でございます。

1款1項1目給与費については、人事異動等により改めて精査しまして102万円の減額をしたものでございます。3目経費につきましては、事業執行の確定と今後の緊急の医療機器や設備に係る修繕等に備えまして216万6,000円を増額をお願いするものでございます。

2項医業外費用につきましては、機器のリースがなかったため減額しております。

3項特別損失につきましては、過年度分の未収金が納付されたことによる増額補正となっております。

10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

上段の収入でございます。

1款1項関係市町村出資金については、下段の支出における所要量の確定を踏まえ、関係する市町村出資金を113万4,000円減額しまして、2項企業債を460万円減額するものでございます。

次に下段の支出でございます。

1項企業債償還金につきましては、昨年度整備しました医療機器の起債額が確定したことにより調整で16万3,000円を減額しております。

2項建設改良費につきましては、医療器械購入の事業額が確定したことによりまして361万9,000円を減額するものでございます。

3項リース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はございませんでしたので100万円を減額するものでございます。

11、12ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので御参照願えればと思います。

13ページにつきましては、債務負担行為を必要とする事業期間、限度額等を記載しておりますので御覧ください。

以上が、令和4年度病院事業会計補正予算の内容であります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 議案書の年間患者数等を御報告いただいておりますけれども、まず入院が7%の減ですよね。それから外来は14%減というふうな数字になっております。その辺をどのように分

析しているものなのか。それと9ページの修繕費、増額になった内訳を説明願います。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今の御質問にお答えしたいと思います。

年間の入院患者数の減でございますが、こちらはコロナ感染症によりまして入院を制限した時期がございました。患者さんはもとより、中で働いておりますスタッフ等に集団感染等がありまして、そのときにストップさせていただいたということがございます。その点で減になったと考えております。同じように、一般患者数のほうも発熱外来を一時期停止したところもございます。期間、ある程度ございました。その辺も関係して、このような14%減となっていると思っております。

修繕費等の内訳でございますが、緊急的な修繕、給湯器等の故障、給湯器3台の故障ですとか、あとエアコンの室外機の故障、破損等がありまして、その辺に使用させていただいたという中身でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） コロナの感染等で受入れを止めたというふうなところですけども、そのことを除けば予定どおりの動きというふうに捉えているのでしょうか。それとも、やはり何%かの減だというふうに捉えているのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） その辺は、コロナの影響が大きかったんじゃないかというふうに考えております。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） そうじゃなくて、コロナの影響があって7%、外来も14%、要は抑えたわけですよ。開業って開院というか。それがなければ、予定どおり、予定どおりというか計画どおりの運用だった状態なのか。それがなくても当初よりも落ち込んでいるものなのか、その辺は把握していないんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） コロナの影響は大きいと思いますけれども、それに加味して減少傾向にあるのかなというふうには考えております。

○議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第7、議案第4号令和4年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号 令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、議案書14ページをお開き願います。

議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計予算でございます。

第1条は、予算の規模を規定するもので、歳入歳出それぞれ25億6,113万7,000円と定めるもの  
でございます。

第2項の歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、15、16ページの第1表によるもの  
でございます。

続いて、第2条は債務負担行為を定めるもので、事項、期間、限度額を定めるもの  
でございます。

第3条は地方債で、令和5年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、  
利率、償還の方法を定めるもの  
でございます。

第4条は一時借入金の最高額を定めるもので、最高額を4億円と定めるもの  
でございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用  
することができる場合を第1号のとおり定めるもので、各項に計上した人件費に過不足が生じた場合  
には、同一款内の各項間で流用できるものとするもの  
でございます。

それでは17ページをお開き願います。

第2表債務負担行為となっております。

令和5年度に設定する債務負担行為となります。

事項につきましては、全員協議会で御説明させていただきました、し尿処理施設整備事業として  
施設の整備基本計画、PFI等導入可能性調査業務委託でございます。その下は、環境管理センタ  
ー・粗大ごみ処理施設でございます、破碎機用のV Sモーター整備になります。その下は、ネット

ワークセキュリティー機器賃貸借として、パソコンに対し外部のサイバー攻撃を防止する機器を賃貸借するものでございます。次のLED照明機器リースは、現在更新計画のある消防本部、黒川消防署、し尿処理を除いた各施設の照明をLED照明機器リースにより更新いたします。期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

第3表地方債につきましては、令和5年度に起こすことができます地方債となります。

起債の目的は、令和4年5月に議決いただき契約いたしました救助工作車更新事業、令和5年度に更新します消防ポンプ車、高規格救急車になります。限度額につきましては1億9,270万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の令和5年度各種会計予算に関する説明書で、引き続き詳細説明をさせていただきます。

説明書の1ページをお開き願います。

こちらは一般会計の事項別明細書の総括となります。

前年度と比較しまして2億3,154万7,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、新消防庁舎整備に係ります実施設計業務と高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業に係ります市町村負担金、組合債の減が要因となっております。

詳細につきましては、次の3ページからを御説明いたします。3ページをお開き願います。

3ページは歳入でございます。

まず、1款分担金及び負担金、1項1目市町村負担金につきましては、令和5年度は22億3,862万2,000円となるものでございます。前年度と比較いたしまして1,182万3,000円の減となります。減額の要因といたしましては、新消防庁舎整備に係ります実施設計業務と高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新事業の地方債を除いた一般財源分が主な要因となっております。市町村ごとの負担金額につきましては、下段の市町村負担金調書に記載のとおりでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

2款の使用料及び手数料につきましては、主に黒川浄斎場使用料、し尿処理施設での処分手数料、消防事務の危険物施設及び火薬類消費許可申請に係る手数料になります。予算額につきましては、令和4年度とほぼ同額となっております。

次に、3款国庫支出金、衛生費国庫補助金につきましては1,821万7,000円の計上で、環境管理センターの放射性セシウム検査に対する補助金とし尿処理施設整備事業の財源といたしまして、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために交付されます循環型社

会形成推進交付金を計上したものでございます。

消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊に登録しております車両であります黒川消防署のポンプ車、黒川ポンプ1を更新いたしますので緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用するものでございます。

次に、4款県支出金、1項1目の消防費県委託金から5ページの5款1項の財産運用収入につきましては、令和4年度実績を参考に予算計上してございます。

同じく2項1目物品売払収入につきましては、令和5年度に更新いたします消防車両でございます救助工作車をインターネットを利用して公売する予定でございます。

続きまして、6款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金につきましては7,277万4,000円を財政調整基金より取り崩して繰入れをするものでございます。こちらはごみ焼却施設維持管理経費と消防車両3台分の更新事業に自主財源として充当するものでございます。

7款繰越金から6ページの8款諸収入につきましては、令和4年度実績を参考に予算計上してございます。内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

また、6ページの8款諸収入、2項1目の公営企業貸付金元利収入につきましては、公立黒川病院から利用料金制に移行する際に貸し付けた資金の償還分ではありますが、令和4年度から元金の償還が始まってございます。

9款組合債、1項1目消防債につきましては、1億9,270万円の計上となっております。こちらは救助工作車、消防ポンプ車、高規格救急車3台分の更新に係る事業費充当分の組合債になります。

以上が、一般会計予算歳入の説明でございます。

歳出につきましては、各部門より説明いたします。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳入に続きまして歳出について御説明申し上げます。

7ページを御覧願います。

初めに、1款議会費、1項1目議会費でございますが、議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較し1万3,000円増の268万8,000円の計上でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、前年度と比較し4,120万7,000円増の1億4,530万6,000円の計上でございます。増額の要因といたしましては、人件費におきまして前年度より1人増での計上、あと業務に使用するパソコン更新による購入経費の計上によるものでございます。

それでは、1節報酬につきましては、理事会、情報公開個人情報審査会の報酬でございます。2節、3節職員手当、8ページにまいりまして4節の共済費までが特別職1名、一般職は前年度から1人増の12人の人件費としまして、合計9,064万7,000円を計上しております。8節旅費につきましては、情報公開個人情報保護審査会委員の費用弁償、職員研修等に係る普通旅費でございます。9節につきましては理事長交際費です。10節需用費につきましては、事務消耗品、庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、例規集追録に係る印刷製本費、公用車1台に係る燃料費等でございます。11節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、職員健康診断料、火災保険料及び自動車保険料でございます。

9ページにまいりまして、12節委託料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器の保守委託経費が主なものになります。そのほか、労働安全衛生関係、事務所庁舎の施設の保守、あと給与計算関係の委託費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコン等電算機器のこちらは賃借料が主なものになりまして、そのほか例規関係のシステム使用料等の経費でございます。17節備品購入費につきましては、消防部局、環境管理センターに設置のクライアントパソコンの更新に伴う購入経費としまして2,375万円を計上するほか、その他事務機器の購入経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費が主なものでございます。

次に、2目の文書広報費でございますが、前年度と比較しまして102万円の増、333万8,000円を計上しております。増額の要因としましては、印刷用紙の値上がりによる印刷単価の増によるものでございます。

10ページにまいりまして、10節需用費につきましては広報紙の年4回発行に要する印刷経費でございます。17節備品購入費につきましては、広報用カメラの望遠レンズの購入を予定しております。

続きまして、3目の財政管理費につきましては、659万5,000円を計上しております。財政調整基金運用利子、病院事業貸付金の元金利子の償還金を財政調整基金へ積み立てる経費を計上しております。

4目公平委員会費には、県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

○議長（犬飼克子君） 説明の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

これより昼の休憩に入ります。会議の再開は午後1時からとなります。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、午前中に続きまして総務費について御説明いたします。

10ページになります。

2款2項1目監査委員費でございますが、監査に要する経費といたしまして36万1,000円の計上でございます。

以上が、議会費と総務費でございます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、引き続き、10ページを御覧ください。

3款民生費でございます。

老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でございます。予算額8万円で、前年度と同額の計上となっております。年3回の開催を予定し、それに対します委員の報酬及びその他事務経費となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。

衛生費でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、業務課の衛生部門に係る経費でございます。前年度と比較しまして508万9,000円の減となっております。当初予算は2,461万円を計上しておるものでございます。減額の主な要因としまして、人件費が前年度職員4名だったものが3名に減員となっております。また、10節需用費の中の車両管理費ですが、前年度2台車両の車検整備ございましたが、令和5年度はございません。さらに、12節委託料に前年度計上されておりました循環型社会形成推進地域計画策定業務が令和5年度はございませんので、その分の減額となっております。

その他の項目につきましては資料のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

続きまして、11ページ、下のほうになります。

4款1項2目火葬場費でございます。

こちらは黒川浄斎場の運営に係る経費でございます。前年度と比較しまして215万9,000円の増となっております。当初予算は3,810万1,000円を計上しております。黒川浄斎場の施設管理につきましては、民間に委託しておりますので人件費の計上はございません。増額の主な要因としまして、10節需用費の光熱水費、電気料単価の上昇などが原因となっております。

12ページを御覧ください。



また、12節委託料に令和5年度は新たに低圧コンデンサPCB分析交換業務委託とPCB汚染廃電気機器、収集運搬処分業務委託が予定されております。こちらに関しましては、PCBを含むコンデンサ類は令和8年度まで処分することとなっております。東北電気保安協会からの指摘を受けまして今年度PCBが含まれているかどうか電気コンデンサを確認しまして、含まれておりましたらそれを処分するという予定でおります。13節使用料及び賃借料ですが、こちらはLED照明機器の賃借料が新たに計上されておりますので、それによる増額となっております。そのほかは、14節工事請負費ですが、こちらは計画的な整備、工事となっております。

その他の項目につきましては、資料のとおりでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

4款2項清掃費でございます。

その中のまずは1目し尿処理費でございます。こちらは環境衛生センターの運営経費となっております。前年度と比較しまして2,374万1,000円の増額となっております。当初予算としましては8,139万5,000円の計上をしております。環境衛生センターの施設管理につきましては、民間に委託しておりますので人件費の計上はございません。増額の主な要因としまして、10節需用費の電気料の単価上昇により増額というのが大きな原因となっております。また、薬品単価としましても単価が上昇しております。さらにも増額となっております。さらに、12節委託料に令和5年度から新たにし尿処理施設整備事業関連の委託業務であります施設整備基本計画策定業務委託とPFI等導入可能性調査業務委託、さらに測量調査業務委託などの3つの業務が予定されておりますので、それに関する増額となっております。そのほか、14節整備工事請負費は、計画にのっとりした整備事業となっております。

その他の項目につきましては資料のとおりでございますので、御確認ください。

続きまして、14ページを御覧ください。

清掃費の2目ごみ処理費でございます。こちらは環境管理センターのごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設などの運営経費となっております。前年度と比較しまして1億2,146万8,000円の増額となっております。当初予算は5億2,181万7,000円の計上となっております。増額の主な要因としまして、まず10節需用費の中の電気料の上昇、それと薬品単価の上昇がございます。これは24時間稼働しておりますごみ焼却施設、ほかに粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック処理施設などの全施設の電気料の総額の増となっております。同じくごみ処理用の薬品単価の高騰などもございまして増額となっております。また、12節委託料にあります焼却炉運転管理業務委託のほうも増額となっております。

ります。これにつきましては、5年間契約の契約期間が令和4年度で終了しますので、令和5年度から新たに契約するため、当初予算に計上した金額は見積金額となっておりますことから人件費などの高騰により現契約額と比較して増額となっているものでございます。さらに、12節使用料及び賃借料ですけれども、こちらもLED照明機器の賃借料が新たに計上されておりますので増額となっております。14節工事請負費でございますが、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック処理施設、ペットボトル減容施設、整備工事、こちらの整備工事は計画的な整備工事となっております。新たに環境管理センター構内の照明交換工事、こちらが新規で工事請負費の中の増額分となっております。

続きまして、16ページを御覧ください。

4款2項清掃費の3目最終処分場費でございます。こちらは一般廃棄物最終処分場の運営経費となります。前年度と比較しまして1,178万9,000円の増額となっております。当初予算額は7,122万7,000円となっております。増額の主な要因としまして、10節需用費の光熱水費の電気代の高騰、同じく、こちらも水処理用の薬品につきましても単価の上昇により増額となっております。また、12節委託料につきましては、最終処分場維持業務委託の5年契約が終了しまして、令和5年度から新たに契約を締結することになるためこちらも見積金額による予算計上となっておりますので人件費の高騰などにより前年度よりの増額となっております。さらに、新たに12節使用料及び賃借料にLED照明機器の賃借料が加わりまして、その分の増額となっております。14節工事請負費につきましては、こちらは計画どおりの計画に沿った整備事業、整備工事というふうになっております。

以上が、令和5年度の衛生費、当初予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） それでは、5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書17ページを御覧ください。

1項1目常備消防費につきましては、前年度と比較しまして4,872万2,000円増の11億8,897万9,000円の計上でございます。

詳細については、節ごとに御説明いたします。

2節から4節までは、消防職員151人に係る人件費でございます。

18ページをお開き願います。

7節報償費につきましては、職員研修会開催に係る講師への謝礼金と、ポスターコンクール参加記念品代でございます。8節旅費につきましては、職員の会議、各種研修会等に要します経費でござ

ございます。前年度と比較しまして55万8,000円の増でございます。9節の交際費につきましては、令和4年度と同額の計上でございます。需用費につきましては、現場活動に必要な各種消耗品費、施設燃料費、修繕料及び薬品費などの経費で、前年比206万4,000円増の5,133万7,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、光熱水費の電気料上昇によるものでございます。続きまして、11節役務費につきましては、通信運搬費のほか電気工作物保安点検などの各種検査手数料及び職員健康診断料などの経費で、前年比141万4,000円増の2,053万円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、電気工作物の保安点検料と、新型コロナウイルス感染症に係る医療廃棄物の処理代及び救急資器材のクリーニング代等の単価上昇によるものでございます。

19ページを御覧願います。

12節委託料につきましては、前年比102万1,000円増の555万8,000円の計上でございます。増額の主な要因につきましては、修理不能となりました大郷出張所仮眠室のFF式暖房機の撤去業務委託と、富谷消防署の油分離装置清掃業務委託でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、各種機器の賃借料などでございまして、LED照明機器賃借料につきましては、消防本部庁舎を除く3庁舎分を賃借するもので、ほか当直勤務者用の寝具賃借料や、4署所に配置する庁舎用のLED賃借料などでございます。14節工事請負費につきましては、前年比2,942万7,000円増の3,559万3,000円でございます。工事内容につきましては、竣工から20年経過しました大郷出張所と、同じく25年経過しました富谷消防署の敷地内の舗装工事でございます。また、新設から28年経過しました大衡出張所のエアコン更新工事でございます。15節原材料費につきましては前年度同額の計上でございます。備品購入費につきましては、ウェブ会議用パソコンの購入や、油圧救助器具と各種資機材を更新するものでございます。

19ページから20ページにかけて御覧願います。

18節の負担金、補助金につきましては、前年度とほぼ同じ内容となっておりますが、令和5年度は消防大学校救助科へ1名入校を予定しております。22節償還金につきましては、さきに宮城県から交付されております移譲事務交付金の実績における差額の返還でございます。

以上が、1目常備消防費でございます。

引き続き、20ページ中段から21ページにかけて御覧願います。

2目消防施設費につきましては、主に通信設備管理費と公用車管理費の予算となりますが、前年度と比較しまして3億7,577万円減の3億88万3,000円の計上でございます。減額の要因につきましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新工事事業が令和4年度で終了するこ

とによるもので、現在、仮運用中ですが、4月1日からの本運用となります。また、公用車更新事業に関しては、令和4年度から2か年事業として計画させていただいた救助工作車の更新のほか、消防ポンプ自動車と高規格救急自動車の更新事業でございます。

次に、節ごとに御説明いたします。

10節需用費から13節使用料及び賃借料につきましては、おおむね例年並みの計上でございます。次に、14節工事請負費につきましては、設置から28年経過しました大衡出張所の電話設備一式の更新工事でございます。17節備品購入費につきましては、諸活動系無線機の更新としまして63万2,000円、公用車購入としまして、先ほど申し上げましたが救助工作車のほか、いずれも黒川消防署配置の消防ポンプ自動車と高規格救急自動車の各1台を更新するものでございます。

以上が、2目消防施設費でございます。

次に、3目庁舎建設事業費につきましては、実施設計業務委託が本年度で完了しますことにより、廃目となります。

以上、5款消防費の合計でございますが、前年度対比4億7,444万8,000円減の14億8,986万2,000円をお願いするものでございます。

以上が、5款消防費となります。

○議長（犬飼克子君） 次に、財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、21ページ下段、6款公債費について説明申し上げます。

1項公債費につきましては、衛生債では令和2年度までに整備しましたごみ処理施設に関する11件の償還と、令和4年度にごみ焼却施設の災害復旧工事の償還が始まります。消防債につきましては、令和4年度整備しました高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新と黒川消防署大郷出張所の災害復旧工事の償還が始まります。公債費の元金利子を合わせました償還総額は1億7,563万5,000円でございます。

次の22ページをお開き願います。

7款予備費でございますが、予備費につきましては前年度同額の10万円の計上となっております。

それでは、次の23ページから32ページまで、こちらは給与費明細書になります。

33ページから35ページまでが、債務負担行為の一覧でございます。事項、限度額、支出予定額等につきましては、記載のとおりとなっております。

次の36ページをお開き願います。

36ページ、地方債の調書となっております。

当該年度中、増減見込みの起債見込額は、一般会計歳入の9款地方債、償還見込額は一般会計歳出の6款公債費1項1目元金と同額となるものでございます。

以上が、日程第8、議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計予算の説明でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑に入る前に、質問は3回までとし、質問の際はページ数を述べていただくようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） よろしく願いいたします。

予算書の20ページになります。

5款1項1目18節の中の大型中型自動車免許取得講習助成についてお伺いをいたします。

私、これ以前決算審査のときにこの助成の拡充について質問をさせていただきましたけれども、その後どのように検討されたのか、新たなもし制度設計の変更とかございましたら、その詳細をお伺いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

昨年、議会中での御意見を受けまして、消防内部におきまして改めて県内各消防本部の状況調査等を行わせていただきました。その上で、1点目としまして、現在の消防車両に中型以上の車両が増加となっていることと自動車学校での料金の高額化等々を踏まえまして、助成額の見直しを図るものとし、次に妥当な助成額について検討を行いました。結果、免許取得者の必要性と必要人数等の精査を図ることで、急な予算過多とならないよう配慮した上で、現行の大型免許取得助成1人当たり8万円を20万円に、中型免許取得助成4万円を10万円にすることとし、消防職員自動車運転免許取得に係る助成取扱要綱の一部を4月1日から改正させていただくこととなりましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） 金額の拡充ということで大変ありがたいことかと思えます。これ人数も絞られる、限定されるというところかと思うんですけども、過去の実績を見ますと大型車でいうと令和元年度から五、六人で推移されているかと思えます。これ例えば人数を絞るとなると希望者がそ

れより多かった場合、どのように選定とかされるのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 先ほど説明の中で行いました調査の中には、来年度以降の免許取得希望者等々の調査を行っております。その中で、現在の役職であったり係であったりそういったところを踏まえまして、さらに消防本部で必要とする大型免許保持者、そして各所々に置いてある配置車両なんかを勘案しまして、来年度においては大型で3名で十分だということで予算化したものでございます。また、同時期が来ましたら、次年度予算に対しての必要性を勘案しながら毎年度その人数について調査を図りながら改正しました助成額で充当させていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 3番菊池美穂さん。

○3番（菊池美穂君） 今答弁の中にもございましたけれども、取得者の不足にならないようにぜひお願いしたいと思います。改めて現状と見込みについて、御説明をお願いします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 今おっしゃってました現状の見込みというのは、今後の何年かの推移に関してかというところかもしれませんが、取りあえずは来年度に関しては大型3名を充足することで、来年度における消防車両の運用に関しては問題ないというところでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） まず11ページ、衛生費関係で電気料が上がるのは皆さん承知だと思いますし、物価も上がっていますのでそういったところも経費高になるのは分かりますが、特に薬品費各項目で増加ですというふうな説明だったんですけども、どのぐらいの費用がかさんでいるものなのかをお伺いすると、17ページの消防費、今151名というふうに記載されていますけれども、説明の中で新人1名というふうなことで聞いたと思います。学校に行く人ですか。それも含んで、前回御説明あった人員計画に対してどのような推移になっているのか、お伺いします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの消防に関する質問についてお答えします。

人件費については151名と説明しまして、あと別項目で消防大学のほうへ1名ということで、こちら専門分野ということで新規採用の職員は5名予定していて、その別枠で消防大学1名ということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

人員計画の推移的には以前にも申し上げました予定どおりの職員採用充足となっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

薬品の種類によって金額は違うんですけれども、大体例年より5割増しというような単価になっております。例えば、話しさせていただきますと、焼却施設ですと薬品額全体から見ますと例年ですと2,300万円余りのところ今年は3,280万円ですので、大体そのような上昇ということでございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第5号令和5年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第6号 令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第6号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、議案第6号、令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書18ページを御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模であります。

特別会計歳入歳出をそれぞれ1,439万3,000円とするものでございます。議案書については以上になります。

次に、別冊の令和5年度各種会計予算に関する説明書37ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で前年度と比較しますと63万5,000円の増となっているものでございます。

38ページを御覧願います。

歳入については、おおむね市町村負担金となっております。総額で1,437万7,000円ということになっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりでございますので御覧願います。

39ページをお開き願います。

歳出につきましては、令和5年度における審査回数を104回と想定させていただきまして、審査件数が年々増加しているというところがございますので、今年度100回から4回ほど予定として増加させていただいているものでございます。

1節報酬につきましては、委員40名の報酬でございます。こちらにつきましても4回分増えたということでそれぞれ増加しているものでございます。2節給料から4節共済費までは、1名分の人件費を計上しているものでございますが、実務につきましては業務課職員4名が兼務で事務処理に当たっております。主に担当している職員1名分の人件費をここに計上しているものでございます。8節旅費から13節使用料及び賃借料までは、審査会開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございますが、こちらにつきましても各部門のほうから御説明あったように、おのおの消耗品等々全て値上がりしておりますので、全てにおいて若干の上昇という形になっているものでございます。

40ページから46ページにつきましては、審査委員の報酬と職員の給与費明細書でございますので御覧願います。

以上が、令和5年度介護認定審査会特別会計予算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第6号令和5年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号 令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算



○議長（犬飼克子君） 日程第10、議案第7号令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 議案書20ページを御覧願います。

それでは、議案第7号令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

第1条につきましては、予算の規模であります。特別会計歳入歳出をそれぞれ117万1,000円とするものでございます。

議案書につきましては、以上となります。

次に、別冊の令和5年度各種会計予算に関する説明書47ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で前年度と比較しますと2万7,000円の増となっているものでございます。

48ページを御覧願います。

歳入につきましては、こちらもおおむね市町村負担金となっているものでございまして、総額で116万9,000円となっております。市町村ごとの負担金については表記のとおりでございますので御覧になっていただきたいと思います。

歳出につきましては、令和5年度における審査回数、こちらは例年どおり12回としているものでございます。

1節報酬につきましては、委員10名の報酬でございます。人件費につきましては、介護認定審査会同様業務課が兼務で行っているものでございまして、こちらのほうに計上するものはございません。8節旅費から11節役務費までが審査会の開催に要する経費ということでございますが、こちらについても介護認定審査会同様、各種様々なものが値上がりしているということで、若干の上昇の予算を計上させていただいたものでございます。

以上が、令和5年度障害支援区分認定審査会特別会計予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、議案第7号令和5年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第11、議案第8号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書22ページを御覧ください。

議案第8号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計当初予算について御説明申し上げます。

第2条につきましては、業務の予定量でございます。こちらにつきましては指定管理者からの病院経営計画が提出されておりまして、その予定量となっております。

- (1) 病床数については変わりございません。
- (2) 年間患者数でございます。入院が4万8,678人、外来は7万320人となっております。
- (3) 1日平均患者数でございますが、入院が133人、外来が240人を予定しております。
- (4) 主な建設改良事業としましては、医療機器整備事業を予定しております。

詳細につきましては、後ほど第10条にて説明いたします。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計は2億58万4,000円に対しまして、支出合計が3億6,159万9,000円となっております。

次の23ページ、第4条は資本的収入及び支出の予算額を定めるものでございます。収入合計、支出合計ともに3億9,239万8,000円となっております。こちらにつきましては、病院移転、新築事業、病院改修事業、医療機器整備事業に係ります起債の元金償還及び令和5年度に新たに購入します医療機器に係る起債、企業債の収支となります。

第5条は、令和5年度の新規事業となる令和5年から10年度までの施設LED照明機器リース事業の債務負担行為の限度額を定めるものでございます。

第6条は、令和5年度に新しく整備します医療機器整備事業に係る企業債の限度額を定めるものでございます。

24ページを御覧ください。

第7条につきましては、一時借入金の限度額を4,000万円に定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費ということで、職員給与1人分の限度額を484万4,000円と定めるものでございます。

第9条につきましては、関係市町村からの病院事業会計への補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入につきましては1億5,608万9,000円。一方、資本的収入につきましては2億9,102万円。合計で4億4,710万9,000円とするものでございます。なお、市町村ごとの負担金につきましてはこちらの表を御覧ください。

第10条につきましては、重要な資産の取得としまして表にあります医療機器9点を資産として取得するものでございます。番号1番から9番までの9機器を購入する予定でございます。

議案書の説明は以上でございます。

続きまして、別冊の予算に関する説明書の50ページ、51ページを御覧ください。

こちらにつきましては、実施計画書ですので御確認いただければと思います。

52ページを御覧ください。

令和5年度当初予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございます。

病院収益でございます。こちらは2億58万8,000円となっております。

1項の医業収益ですが、救急医療を確保するための補助金1,000万円でございます。

2項医業外収益につきましては、1億9,058万3,000円を予定しております。

そのうち1目の受取利息は、令和2年度に指定管理者に対して長期貸付けを行った際の一般会計や企業債の利息分を指定管理者より納付していただくものでございます。

2目の他会計負担金につきましては、1億4,608万9,000円を予定しております。

53ページを御覧ください。

支出の部でございます。

病院事業費用につきましては、3億6,159万9,000円となっております。

1項の医業費用でございますが、3億3,814万3,000円となっておりまして、給与費については病院事務に係る職員1名分の給与484万4,000円を算定しております。

3目経費でございますが、総額で1億2,869万円となっております。病院担当職員の福利厚生、消耗品、また協定書により定められております20万円以上の修繕事業、5年度より実施予定のLED照明機器の賃借料などとなっております。さらに、交付金としまして、協定書で定められており

ます運営交付金の7,000万円、救急医療運営費補助金の1,000万円を指定管理者に交付するものでございます。

2項の医業外費用でございますが、企業債、利息及び令和2年度の一般会計から借りた長期借受金の利息の費用を計上しております。

54ページを御覧ください。

令和5年度当初予算実施計画明細書の資本的収入及び支出でございます。

まず収入の部でございます。資本的収入額は3億9,239万8,000円となっております。

2項の企業債でございますが、こちらは今年度更新予定の医療機器更新の原資となるものでございます。

その他の項目につきましては、御覧のとおりでございます。

次に支出の部でございます。

資本的支出額は収入額と同額の3億9,239万8,000円となっております。

こちらにつきましては企業債の償還金、建設改良費としての機械備品の更新などとなります。

その他の項目につきましては、御覧のとおりでございます。

55ページを御覧ください。

令和5年度のキャッシュフロー計算書でございます。こちらにつきましては業務活動によるキャッシュフロー、投資活動、財務活動などを経まして令和6年3月31日末日時点で3,070万9,000円の現金があるというような予測でございます。

続きまして、56ページから61ページまでは職員の給与費明細書となりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

62ページを御覧ください。

こちらは、令和5年度に予定しております黒川病院の施設照明器具をLED化いたしますけれども、その照明機器のリース料でございます。令和5年から10年度までの5か年のリースとなりまして、それによる債務負担行為でございます。限度額は3,600万円となっております。

63ページを御覧ください。

こちらは、地方債に関する調書でございます。企業債の内訳となりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

64ページから66ページでございますが、こちらは令和4年度の予定貸借対照表でございます。

67ページから68ページは、令和4年度の予定損益計算書となります。

69ページから71ページまでですが、こちらは令和6年3月31日現在の令和5年度予定貸借対照表となります。こちらの主な科目でございますか、69ページの資産の部の1固定資産につきましては、ページの真ん中よりやや下に固定資産合計とありまして、31億9,848万4,000円と予定しております。

2流動資産ですが、ページの下から2行目、流動資産合計とありまして7,823万4,000円と予定しております。

70ページを御覧ください。

負債の部でございます。

3固定負債につきましては7億7,848万2,000円、4の流動負債が3億1,592万1,000円となり、5繰延収益が4億5,506万円となり、負債合計につきましては15億4,946万3,000円と予定しているものでございます。

71ページを御覧ください。

資本の部でございます。

6資本金が63億953万4,000円を予定しており、7の剰余金は欠損金という形で45億8,227万9,000円となっております。資本合計としまして17億2,725万5,000円を予定しているものでございます。

69ページの資産合計と71ページの負債資本合計が同額の32億7,671万8,000円となっておりますので御確認ください。

72ページを御覧ください。

72ページは、令和5年度の予算をどのような方針で策定したかの注記でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が、令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計当初予算の説明でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番和賀直義君。
- 15番（和賀直義君） 議案書の22ページで、業務の予定量が今期の実績からかなりオーバーに、オーバーというか多く見積もっているんですけども、この辺に関してはどのように考えていらっしゃるんですか。
- 議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。
- 業務課長（田中孝幸君） これは病院の管理者側から予定された数値ということでございますが、病院側の意見としましては、やはりコロナ感染症が落ち着けばそれなりに患者数が戻ってくるのじゃないかというようなもくろみで、令和5年度は経営していきたいということでございます。

- 議長（犬飼克子君） よろしいですか。15番和賀直義君。
- 15番（和賀直義君） 何といたしますか、営業活動というのはおかしいんですけども、何かそういうのというのは取決め上で何かあるんですかね。
- 議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。
- 業務課長（田中孝幸君） 特に協定で結んでおるところはございません。ただ、組合の広報においていろいろ黒川病院の情報なんかは発信しておりますので、その辺かなと思っております。
- 議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。10番金子 透君。
- 10番（金子 透君） 同じ項目のところの質問なんですけれども、病院管理者からの申出によりこのような人数を明示したということなんですけれども、病院経営の一番根本とするところだと思うんですよ。この患者数とか入院患者数とかの人数。コロナが落ち着いてくるだろうからそういう見込みだけでなく、もうちょっとしっかりとした確たるものをきちっとやり取りしてやらないと、病院に関してはある意味患者さんは少ないほうが地域住民が健康で暮らしているということでいい反面、病院経営が成り立たないということもあるので、そこら辺もうちょっと踏み込んだ協議が必要ではなかったのかと思いますけれどもお考えをお聞きいたします。
- 議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。
- 業務課長（田中孝幸君） 管理者のほうから提示された数値ということなんですけれども、見ていただきまして（3）番の1日平均患者数、この数字なんですけれども、一応2月時点でこの数字をクリアしているというようなことでして、今の現状を見てそれを見た上で今後の数字上がっていくだろうというような予測でありまして、根拠のない数字ではないということで御理解いただければと思います。
- 議長（犬飼克子君） 10番金子 透君。
- 10番（金子 透君） 令和5年度から本組合からの借入金の元金の返済が始まるということを先ほどお聞きしましたがけれども、病院経営に関して何らかの影響が出るおそれはあるのかないのか、それとも元本返済していても何ら問題ないということなのか、その辺お聞きいたします。
- 議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。
- 業務課長（田中孝幸君） 病院経営には特に影響がないようにというような努力で経営をしていくということをうたっておりますので、影響は出ないものところとしては考えております。
- 議長（犬飼克子君） ほかにありませんか。ないですね。（「なし」の声あり）なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、議案第8号令和5年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。  
お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君）起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第9号 令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業  
会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第12、議案第9号令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） それでは、議案書25ページを御覧ください。

令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計について御説明いたします。

第2条につきましては業務の予定量を定めるものでございます。

（1）利用回数につきましては月88人、（2）の利用回数につきましては月445回を予定するものでございます。

第3条につきましては収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入合計、支出合計ともに1,000円を予定するものでございます。

続きまして、別冊の予算に関する説明書73ページを御覧ください。

予算の実施計画書でございます。収益的収入及び支出について、先ほど説明しました議案書の内容でございます。同じページの下部にあります予算の実施計画明細書で御説明いたします。

まず、事業費用でございますが、訪問看護ステーションにつきましては市町村負担金もございませんので収入はございません。預金利息として1,000円のみを予定しております。

続く事業費用ですけれども、未収金の支払いについてということで1,000円だけ計上してございます。

続きまして、74ページを御覧ください。

訪問看護ステーションの予定キャッシュフロー計算書となっております。令和6年3月31日時点で資本金、期末残高は880万9,000円と予定しております。

続きまして、75ページから79ページまでは予定貸借対照表並びに損益計算書となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

訪問看護ステーション事業会計当初予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、議案第9号令和5年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第10号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（犬飼克子君） 日程第13、議案第10号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

議案書の26ページ、それから別冊の条例等議案新旧対照表1ページを併せてお開き願います。

議案第10号は、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。このことにつきましては、白石市外二町組合が今月の31日付で解散し、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から脱退することに伴いまして、27ページにお示ししている別紙のとおり宮城県市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて協議の依頼がありましたので、議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第13、議案第10号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。



お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。会議の再開は10分後の議場の時計で2時5分にいたします。

午後1時55分 休憩

---

午後2時05分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第14 議案第11号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

○議長（犬飼克子君） 日程第14、議案第11号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

議案書の28ページ、別冊の新旧対照表2ページを併せてお開き願います。

議案第11号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてでございます。

このことにつきましても、先ほどの議案第10号と同じく白石市外二町組合が解散し、脱退することに伴うもので、28ページの別紙のとおり宮城県市町村等非常勤職員公務災害等認定委員会の規約を変更することについて協議の依頼がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第14、議案第11号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第12号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（犬飼克子君） 日程第15、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

議案書の30ページ、別冊の新旧対照表は3ページを併せてお開き願います。

議案第12号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてでございます。

このことにつきましても、議案第10号及び議案第11号と同じく、白石市外二町組合が解散し脱退することに伴うもので、31ページの別紙のとおり宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を変更することについて協議の依頼がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第15、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変

更についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（犬飼克子君） 日程第16、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは議案書32ページと、併せて議案説明資料の同意第1号関係を御覧  
いただきたいと思ひます。

同意第1号でございます。

監査委員の選任について、次の者を黒川地域行政事務組合監査委員に選任したく、地方自治法第  
196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、\*\*\*\*\*、氏名、木村祐喜氏でございます。木村さ  
んの経歴につきましては説明資料を御覧いただきたいと思ひますが、こういった経歴の方でござい  
まして大衡村さんからの御推薦をいただいた方でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑  
なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第16、同意第1号監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第17 発議第1号 黒川地域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の 制定について

○議長（犬飼克子君） 日程第17、発議第1号黒川地域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する  
条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略して、提出者に説明を求めます。議員佐々木春樹君。

○議員（佐々木春樹君） 黒川地域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上記の提案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

理由は、全員協議会でも説明ありましたとおり、地方公共団体の議会は同法の適用から除外され、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることを望ましいとされていることから、議会における個人情報保護に関する条例を議会として制定するものであります。

第1章の総則から第6章罰則まで57条立てで提案しております。各市町村におかれましても同じように議発で出されているかと思えます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第17、発議第1号黒川地域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、理事会から追加の議案が提出されました。ただいま事務局で配付いたしますので、お待ちください。

ただいま配付されました議案について、日程に追加し、追加日程第1として議題することについて採決します。

この議題を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、この議題を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、鎌田節夫君の退場を求めます。

〔鎌田節夫君退場〕

---

追加日程第1 同意第2号 助役の選任について

○議長（犬飼克子君） 追加日程第1、同意第2号助役の選任についてを議題といたします。

採決については、前例に倣い無記名投票で進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 異議なしと認め、採決は無記名投票により行うことにいたします。

提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、追加提案ということで同意第2号でございます。

助役の選任についてでございます。

黒川地域行政事務組合助役に下記の者を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、\*\*\*\*\*、氏名、鎌田節夫、生年月日、\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*でございます。

同意案件の関係資料を御覧いただきたいと思いますが、経歴につきましては記載のとおりでございます。御案内のとおり鎌田助役には現在黒川行政の助役を担っていただいております。これまでのお仕事の進め具合、そういったものから再度助役を鎌田助役をお願いしたく、理事会として提案をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより同意第2号助役の選任についてを採決します。

この採決は黒川地域行政事務組合議会会議規則第80条により無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（犬飼克子君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。議会会議規則第31条の第2項の規定により、立会人に15番和賀直義君、1番吉田耕大君の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（犬飼克子君） なお、議会会議規則第81条の規定により本案を賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票など賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

では、立会人、投票箱の確認をお願いします。

〔投票箱確認〕

○議長（犬飼克子君） 異常はありませんか。（「なし」の声あり）ないですね。異常なしと認めます。それではお戻りください。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票願います。総務課長が議席番号、氏名を読み上げますので、順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（犬飼克子君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

15番和賀直義君、1番吉田耕大君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（犬飼克子君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 15票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号助役の選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（犬飼克子君） 鎌田節夫君の入場を許します。

〔鎌田節夫君入場〕

○議長（犬飼克子君） ただいま助役に選任同意されました鎌田節夫君が議場におられます。それでは、鎌田節夫君に一言御挨拶をお願いいたします。鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいま犬飼議長から同意された旨、告知いただきました。大変身の引き締まる思いでございます。私は、引き続き理事会の補佐役といたしまして広域行政を通し黒川地域住民の安心・安全を守るために努力してまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願

い申し上げまして、挨拶というふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（犬飼克子君）　ありがとうございました。

これもちまして、本日の日程を全部終了いたします。

会議を閉じます。

令和5年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

なお、同意第1号及び第2号関係の議案説明資料においては回収いたしますので、議席に置かれるようお願いいたします。

午後2時33分　閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和5年3月20日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 門 間 浩 宇

署名議員 藤 卷 博 史